広島県告示第五百三十三号

する規約を次のように定めた。 島県水道広域連合企業団と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関

令和五年三月二十七日

広島県 知 彦

務委託に関する規約 広島県水道広域連合企業団と広島県との間における行政不服審査会事務の

(委託事務の範囲)

ものを除く。以下「委託事務」という。 び広島県水道広域連合企業団情報公開条例(令和五年条例第六号)に基づく処分に係る た事項を処理する事務 十六年法律第六十八号) (管理及び執行の方法) 広島県水道広域連合企業団 (個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)及 の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられ (以下「甲」という。) は、行政不服審査法 (平成二)を広島県(以下「乙」という。)に委託する。

第二条 例等」という。)の定めるところによるものとする。 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程 (以下

(経費の負担及び予算の執行)

第三条 する。 委託事務の管理及び執行に要する経費は、 乙の請求に基づき甲が負担するものと

前項の経費の額及び支払方法は、甲乙協議して定める。

第四条 て分別して計上するものとする。 委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出につい ては、 乙の歳入歳出予算にお

第五条 (決算の場合の措置) 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料の収入は、 全て乙の収入とする。

第六条 乙の長は、 を、甲の長に通知するものとする。 規定により決算の要領を住民に公表したときは、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第六項の 当該決算のうち委託事務に関する部分

(条例等改正の場合の措置)

に通知するものとする。 乙は、 委託事務に適用される条例等を制定し、 又は改廃したときは、 その旨を甲

(その他)

乙協議して定める。 八条 この規約に定めるもの \mathcal{O} ほ か、 委託事務の管理及び執行に関 し必要な事項 は、

- 規約は、 令和五年四月一日 から施行する。
- 2 1 委託事務の全部又は一部を廃止する場合におい ては、 当該委託事務の管理及び執行に